

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行令案要綱

第一 船級協会の登録の有効期間

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第一項の登録を受けた者の登録の有効期間を三年とすること。
(第一条関係)

第二 手数料の納付を要しない独立行政法人

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第四十八条第一項の手数料の納付を要しない独立行政法人を独立行政法人水産大学校等とすること。
(第二条関係)

第三 附則

一 施行期日

この政令は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律附則第一条ただし書に規定す

る規定の施行の日（平成十六年四月二十三日）から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 その他

関係政令について所要の改正を行なうものとする。

（附則第二条及び第三条関係）